

4. 業務管理体制の整備と届出

全ての介護サービス事業者は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。指定・許可を受けている事業所又は施設の数に応じて業務管理体制を整備し、関係行政機関に業務管理体制の整備の「届出書」を提出してください。

(1) 事業者が整備する業務管理体制 (介護保険法第115条の32、介護保険法施行規則第140条の39)

事業所等の数 : 1以上20未満	事業所等の数 : 20以上100未満	事業所等の数 : 100以上
法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任
	法令遵守規程の整備	法令遵守規程の整備
		自主監査の実施

(注) 事業所等の数には、介護予防サービス事業所（介護予防支援事業所）を含みますが、みなし事業所は除いてください。例えば、同一事業所が、訪問看護と介護予防訪問看護の指定を併せて受けている場合、事業所等の数は「2」と数えます。第1号事業所は対象外です。

(2) 業務管理体制の整備に関する事項の届出先 (法第115条の32、規則第140条の40)

区分	届出先
指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在し、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
全ての指定事業所又は施設が指定都市（堺市）の区域に所在する事業者	指定都市の長 (堺市介護事業者課)
指定事業所又は施設が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
地域密着型サービス（介護予防含む）のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村長 (介護保険担当課)
全ての指定事業所又は施設が1の中核市の区域に所在する事業者※指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合は除く（届出先は都道府県知事）	中核市の長
上記以外の事業者	大阪府知事 (福祉部高齢介護室介護事業者課)

※堺市長あての届出様式等は、下記ホームページからダウンロードできます。

介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出について

<http://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/koreishafukushi/jigyo/jigyosha/gyomukanri.html>

堺市トップページ     
 内「介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出について」

◆事業者ごとに整備、届出いただくものですので、新たに事業所が指定され、事業所数が増加した場合であっても、既に届け出ており、上記「1. 事業者が整備する業務管理体制」の内容等に変更がなければ、再度お届けいただく必要はありません。

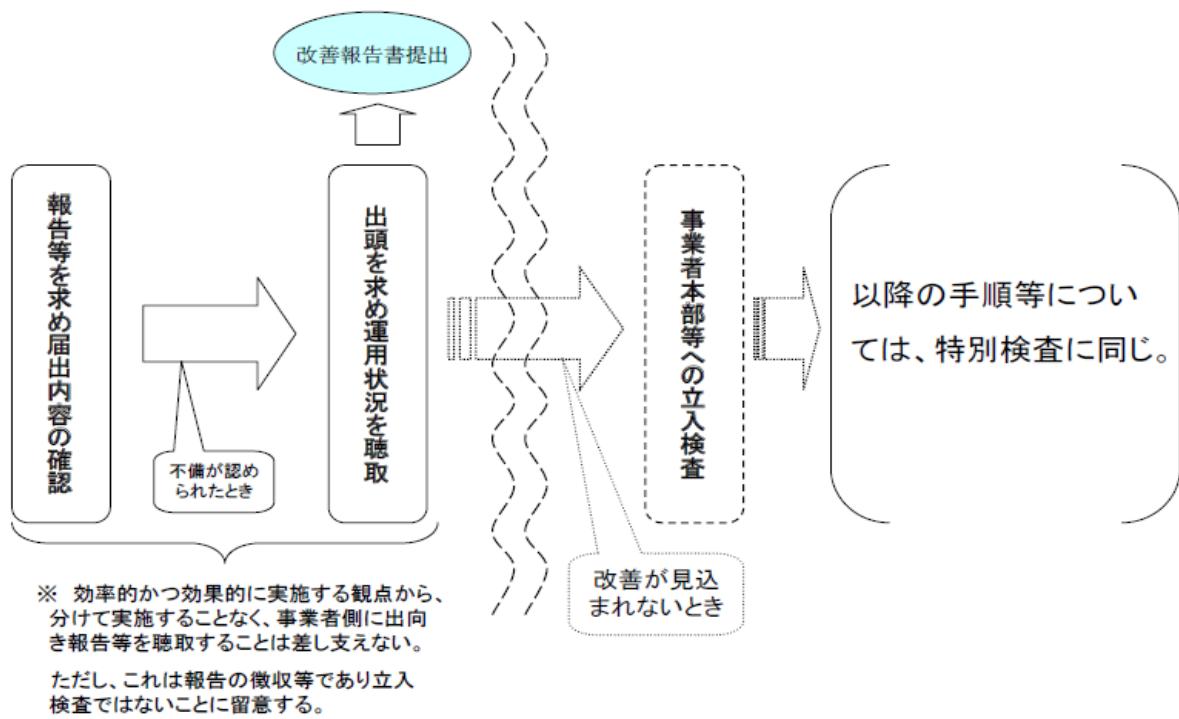
（例：事業所の新規指定により、事業所数が 20 以上になった場合、法令遵守規程の整備と変更届出が必要ですが、それ以外（19 以下）の場合で、既に法令遵守責任者を届け出ているならば、新たな届出は不要です。

また、法人代表者の変更は業務管理体制の届出事項となりますので、居宅サービス事業者の変更届とは別に、業務管理体制の変更届をお願いします。）

◆他府県での事業所開設・移転又は事業所廃止の際に、届出が必要な場合があります。

(3) 業務管理体制整備の確認検査

【一般検査】(届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するために定期的に実施)



【特別検査】(指定介護サービス事業所の指定取消処分相当事案が発覚した場合に実施)

